

## 細則

### 第1条（特別会員）

- 1 理事会は、社員総会で推薦された者の中から特別会員を選任する。代表理事を務めたもの、理事または監事を通算8年以上勤めたもので満65歳に達したもの、その他特に特別会員に相応しいものとする。

### 第2条（会費）

- 1 会費は次のとおりとし、事業年度内に納入しなければならない。
  - (1) 正会員 入会金 2,000円
  - (2) 正会員 年会費 3,000円
- 2 年度途中で入会する場合も年会費は当該年度の全額の納付を要する。また既納の年会費は返付しない。
- 3 この法人が認めた場合は年会費を減免することができる。

### 第3条（代表理事の任期）

- 1 代表理事の任期は1期2年とし、2期までとする。
- 2 代表理事に欠があり事業年度途中で選任された新代表理事の1期目は、選任された事業年度終了時までに加え2年とする。

### 第4条（運営事務局）

- 1 主たる事務所とは別に、運営事務局長が指定した場所に運営事務局をおく。
- 2 運営事務局長および担当の任期、および運営事務局の業務期間は4年とする。

### 第5条（運営事務局職員）

- 1 職員は、理事会の決議を経て運営事務局長が任免する。ただし理事会の決議がやむを得ず事後となる場合は、運営事務局長の報告事項とする。
- 2 職員は有給とする。

### 第6条（細則の改定）

本細則の改定は、理事会の審議を経て社員総会の決議による。

## 附則

- 1 この細則は令和3年6月7日から施行する。